

平成30年度 夏期休業中の台風襲来に伴う対応について

夏期休業中に、台風襲来により警報が発令された場合、「学校規則と心得」3頁の暴風または大雨警報の解除区分に基づき、以下のように対応する。

【1】夏期集中講座（SⅡ・G・C）、進学補講（SⅠ）の対応

| | | |
|---|-----------------------------|----------------|
| ① | 午前6時の時点で解除されている場合 | 平常通り実施 |
| ② | 午前6時から7時（7時を含む）の間に解除された場合 | 2限（10時）より実施 |
| ③ | 午前7時から9時（9時を含む）の間に解除された場合 | 3限（11時30分）より実施 |
| ④ | 午前9時（土曜日は午前7時）を過ぎても解除されない場合 | 臨時休校 |

※「学校規則と心得」（平成30年度版） 3頁より抜粋

〔2〕台風が襲来した場合（気象地域区分についてはP4～5参照のこと）

- (1) 大阪府（または東部大阪、または柏原市）に暴風警報または大雨警報が発令されている場合は、登校しない。
- (2) 他府県居住生徒は、その居住地が含まれる地域に暴風警報または大雨警報が発令されている場合は、登校しない。
- (3) 大阪府（または東部大阪、または柏原市）で午前9時までに上記警報が解除された場合、上記解除区分で授業を行う。
- (4) 他府県居住生徒は、その居住地が含まれる地域に発令中の上記警報が解除になった時点で登校すること。なお、授業については、(3)に基づいて実施するので、大阪府の状況に注意すること。
- (5) 道路決壊や交通機関の不通等で他の代替機関がない、その他の理由により、解除後も登校出来ない場合は、学校へその旨連絡し、登校できる状況まで自宅で待機すること。
- (6) 台風襲来により臨時休校が出た場合は、授業日数を学期末か学年末で調整する。

【2】クラブ活動の対応

- (1) 午前9時を過ぎても解除されない場合は、終日休止とする。